

会社・法人等の

住所変更手続きの手引

住居表示実施日

令和2年11月2日(月)

住所変更手続きは令和2年11月2日(月)からとなりますので、ご注意ください。

【目次】

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1	ページ
2.	登記関係の住所変更手続き・・・・・・・・	1	ページ
	登記申請における留意事項・・・・・・・・	2、3	ページ
	登記申請書の記載例		
	記載例1（本店及び役員の住所変更をする場合）・・・	4	ページ
	記載例2（本店の住所変更をする場合）・・・・・・・・	5	ページ
	記載例3（役員の住所変更をする場合）・・・・・・・・	6	ページ
	記載例4（支店の住所変更を本店所在地の 管轄法務局で一括申請する場合）・・・・・・・・	7	ページ
	記載例5（会社法人等が所有する 不動産の登記名義人の住所変更）・・・・・・・・	8	ページ
3.	自動車・自動二輪車の住所変更手続き・・・・・・・・	9	ページ
4.	社会保険（年金・健康保険）の住所変更手続き・・・・	10	ページ
5.	営業許可関係の住所変更手続き〔主なもの〕・・・・	10	ページ



生活振興部 東部事務所 住居表示係
電話（3679）1463【直通】

1. はじめに

住居表示が実施されますと、実施区域内に住所を持つ会社・法人等の本店所在地、支店所在地、または代表者の住所が変更となります。

したがって、以下に記載しました「登記関係」、「社会保険（年金・健康保険）」、「自動車・自動二輪車」「営業許可関係」等の住所変更手続きが必要となる場合があります。該当する場合は、お手数ですが、**この手引をご参照のうえ、ご自身で11月2日（月）以降に住所変更手続きをお願いいたします。**（併せて別冊の「住居表示のしおり」もご覧ください。）

お手続きには同封の「住居番号付定通知書」を証明書としてご使用ください。枚数が不足する場合は、11月2日以降に区役所区民課、小松川・葛西・小岩・東部・鹿骨の各事務所で住居表示変更の「証明書」を無料で発行いたします。

新住所のに入った印刷物（名刺・パンフレット等）、ゴム印の作製に伴う経費につきましては、誠に恐れ入りますが、皆様のご負担となりますので、ご承知おきくださいますよう、よろしく申し上げます。

2. 登記関係の住所変更手続き

	手続内容	必要書類	期 限	備 考
1	会社・法人等の 本店（主たる事務所） の住所変更	①登記申請書 ②住居番号付定通知書または （住居表示変更の）証明書 ③印鑑（会社の届出印）	実施日から <u>2週間</u>	江戸川区外に支店がある場合は法務局江戸川出張所で一括申請ができます。
2	会社・法人等の 役員 の住所変更	※本支店一括申請の場合 ④収入印紙300円（支店所在地登記所数1庁ごと）		本店の住所変更と同時に行う場合は、1枚の申請書に記入できます。 役員個人の②が必要です。
3	会社・法人等の 支店（従たる事務所） の住所変更	①登記申請書 ②住居番号付定通知書または （住居表示変更の）証明書 ③印鑑（会社の届出印） ④本店の変更登記をした 旨の履歴事項証明書 ※会社法人等番号を記載することで添付省略できます	実施日から <u>3週間</u>	本店所在地の管轄法務局で一括申請ができます。その際には、 支店所在地登記所数1庁ごとに収入印紙300円が必要ですが、必要書類④を省略できます。
4	会社・法人等が 所有する不動産の登記名義人 の住所変更	①登記申請書 ②申請人欄に会社法人等番号を記載。または、本店の変更登記後の履歴事項証明書 ③印鑑（会社の届出印）	実施日以降特に期限の定めはありません。 売買や抵当権設定等の際で結構です。	先に 、上記1の会社・法人等の本店（主たる事務所）の変更登記を済ませてください。 江戸川区外に所有不動産がある場合はその所在地の管轄法務局でも手続きが必要です。

登記申請における留意事項

I 手続き先・問合せ先

東京法務局 江戸川出張所

〒132-8585 江戸川区中央一丁目 16 番 2 号

【電話】 3654-4156

【受付】 月～金曜の平日（祝・祭日を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

登記の申請に伴う登録免許税は、「住居番号付定通知書」または「(住居表示変更の) 証明書」を添付すれば、非課税となります。

以下の費用については、皆様のご負担（有料）となりますのでご注意ください。

- ① 本支店の変更申請を管轄法務局で一括申請する場合。（手数料 1 支店 300 円）
- ② 住居表示実施以外の変更事項がある場合。
- ③ 司法書士等に依頼した場合の報酬。
- ④ 登記事項証明書や印鑑証明書等の交付手数料。

II 登記申請書の作成方法

- ① 4 ページ以降の記載例を参考に**朱書の箇所**を記入してください。
- ② 「住居番号付定通知書」の町名は例えば、「江戸川 1 丁目」のように数字で表記されていますが、「江戸川一丁目」のように**漢数字**で記入してください。
その他の数字は**0 1 2 3 4 5 6 7 8 9**の算用数字で記入してください。
- ③ 変更の対象となる「役員」とは、法人登記簿に住所が記載されている方です。現在の登記簿を確認し、該当する方の住所を変更してください。
- ④ 変更登記の「申請人」とは、株式会社は代表取締役、有限会社は代表取締役を置いている場合は代表取締役、置いていない場合は法務局に印鑑登録している取締役です。
- ⑤ 申請書は他の添付書類と**左とじ**にして提出してください。
- ⑥ 会社以外の法人の場合は申請書の文言を以下のように書き換えてください。
（ア）「本店・支店」を二重線で消し、「主たる事務所」に書き換える。
（イ）「本店・支店」を二重線で消し、「従たる事務所」に書き換える。
（ウ）「代表取締役」を二重線で消し、「代表理事」に書き換える。
- ⑦ 印刷してある不要な文字は必要に応じて二重線で消してください。訂正印は不要です。ご自身で記入した文字を修正した場合は、右上に訂正印を押印の上、加入した文字数を「**○字加入**」、削除した文字数を「**○字削除**」と記入してください。

Ⅲ 登記申請書の入手方法（「会社・法人登記申請書」と「不動産登記申請書」）

- ① 東部事務所住居表示係で受け取る。
 - ② 江戸川区役所ホームページからダウンロードする。
 - ③ 東京法務局江戸川出張所窓口で受け取る。
- ※同封した申請書をコピーし、使用しても結構です。

Ⅳ 申請方法

以下のいずれかの方法で申請してください。

① 窓口申請

- ・管轄法務局の受付時間内に1ページに記載されている「必要書類」をご持参ください。
- ・司法書士等の代理人が手続きをする場合は、右図の「委任状」を参考に作成してください。なお、司法書士等への報酬は皆様のご負担となります。

② 郵送申請

- ・申請書を入れた封筒の表面に「商業・法人登記申請書在中」（1ページ2. 登記関係の住所手続き 4の申請書を入れた封筒表面には「不動産登記申請書在中」と明記し、到達の確認が可能な**書留郵便等により送付**してください。

③ オンライン申請

- ・不動産登記手続は「登記・供託オンライン申請システム」でできます。詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji72.html>

Ⅴ その他の注意点

- ①本店または主たる事務所の所在地の変更登記をせず、旧所在地のままにしておきますと、新しい所在地の記載された印鑑証明書は発行できません。
- ②法人の所在変更登記は法律で義務づけられていますので、本店は2週間（支店は3週間）以内に手続きをしてください。

委任状

(住所) **東京都 江戸川区 中央四丁目 14番 1号**
(氏名) **中央 一郎** 代理人の住所・氏名を記載

私は、上記のものを代理人と定め、次の権限を委任します。

令和2年11月2日住居表示の実施による
本店の変更登記 を
管轄法務局へ代理して申請する一切の件。 変更登記の事由を記載

この委任状を作成した日 令和〇年〇月〇日

(本店) **東京都 江戸川区 江戸川一丁目 〇番 15号**
(商号) **江戸川株式会社** 住居表示後の所在地

代表取締役 **東部 太郎** Ⓜ

法務局に届出
してある印鑑

記載例 1 (本店及び役員住所変更をする場合)

「株式会社」、「有限会社」、「法人」等と記入	株式会社 変更登記申請書	訂正印 ○字加入 ○字削除
1. 商号	江戸川株式会社	
1. 本店	東京都 江戸川区 江戸川一丁目 ○番地 1	登記されている住居表示前の本店所在地
1. 支店		
1. 登記の事由	住居表示の実施による 本店及び代表取締役の住所 の変更	
1. 登記すべき事項	令和2年11月2日住居表示実施	
住居表示後の本店所在地	本店 支店 東京都 江戸川区 江戸川一丁目 ◎番 15号	
	代表取締役 江戸川 太郎 の住所 東京都 江戸川区 江戸川一丁目 ◎番 15号	住居表示後の代表取締役の住所
1. 登録免許税	登録免許税法第5条第4号により非課税	
1. 登記手数料額		
1. 添付書類	住居番号付定通知書又は住居表示変更証明書 委任状	2 通 通 会社と代表取締役 それぞれの分を提出
上記のとおり登記の申請をします。		
令和 ○年 ○○月 ○○日	提出年月日	住居表示後の本店所在地
申請人 本店	東京都 江戸川区 江戸川一丁目 ◎番 15号	
商号	江戸川株式会社	住居表示後の代表取締役の住所
代表取締役 住所	東京都 江戸川区 江戸川一丁目 ◎番 15号	
氏名	江戸川 太郎	会社の届出印
上記代理人 住所		
氏名		本人申請の場合不要
連絡先の電話番号	03-0000-0000	
東京法務局 江戸川出張所 御中		4.5cm × 10.5cm のスペースを 空けてください。
本店所在地の 管轄法務局		

記載例2 (本店の住所変更をする場合)

「株式会社」、「有限会社」、「法人」等と記入	株式会社 変更登記申請書	訂正印 ○字加入 ○字削除
1. 商号	江戸川株式会社	
1. 本店	東京都 江戸川区 江戸川一丁目 ○番地 1	登記されている住居表示前の本店所在地
1. 支店		
1. 登記の事由	住居表示の実施による 本店 の変更	
1. 登記すべき事項	令和2年11月2日住居表示実施 本店 支店 東京都 江戸川区 江戸川一丁目 ◎番 15号 代表取締役 の住所	住居表示後の本店所在地
1. 登録免許税	登録免許税法第5条第4号により非課税	
1. 登記手数料額		会社の分を提出
1. 添付書類	住居番号付定通知書又は住居表示変更証明書 委任状	1 通 通 本人申請の場合不要
上記のとおり登記の申請をします。		
令和 ○年 ○○月 ○○日	提出年月日	住居表示後の本店所在地
申請人 本店	東京都 江戸川区 江戸川一丁目 ◎番 15号	
商号	江戸川株式会社	登記されている代表取締役の住所
代表取締役 住所	東京都 江戸川区 東瑞江一丁目 17番 1号	
氏名	東部 太郎	会社の届出印
上記代理人 住所		
氏名		本人申請の場合不要
連絡先の電話番号	03-0000-0000	
東京法務局 江戸川出張所 御中	本店所在地の管轄法務局	4.5cm×10.5cmのスペースを空けてください。

記載例3 (役員の住所変更をする場合)

「株式会社」、「有限会社」、「法人」等と記入	株式会社 変更登記申請書	訂正印 ○字加入 ○字削除
1. 商号	東部株式会社	
1. 本店	東京都 江戸川区 東瑞江一丁目 17番 1号	登記されている 本店所在地
1. 支店		
1. 登記の事由	住居表示の実施による 代表取締役の住所 の変更	
1. 登記すべき事項	令和2年11月2日住居表示実施 本店・支店 代表取締役 東京都 江戸川区 江戸川一丁目 ◎番 15号 <u>江戸川 太郎</u> の住所	住居表示後の代 表取締役の住所
1. 登録免許税	登録免許税法第5条第4号により非課税	
1. 登記手数料額		代表取締役の分を提出
1. 添付書類	住居番号付定通知書又は住居表示変更証明書 委任状	1 通 通 本人申請の場合不要
上記のとおり登記の申請をします。		
令和 ○年 ○○月 ○○日	提出年月日	登記されている 本店所在地
申請人 本店	東京都 江戸川区 東瑞江一丁目 17番 1号	
商号	東部株式会社	住居表示後の代 表取締役の住所
代表取締役 住所	東京都 江戸川区 江戸川一丁目 ◎番 15号	
氏名	江戸川 太郎	会社の届出印
上記代理人 住所		
氏名		本人申請の場合不要
連絡先の電話番号	03-○○○○-○○○○	
東京法務局 江戸川出張所 御中	本店所在地の 管轄法務局	4.5cm×10.5cmのスペースを 空けてください。

記載例4 (支店の住所変更を本店所在地管轄法務局で一括申請する場合)

「株式会社」、「有限会社」、「法人」等と記入

株式会社 変更登記申請書

訂正印



1. 商号 江東株式会社

1. 本店 東京都 江東区 東陽 ○丁目 ○番 ○号 登記されている本店所在地

1. 支店 管轄登記所 東京法務局 江戸川出張所
東京都 江戸川区 江戸川一丁目 ○番地 2 登記されている住居表示前の支店所在地

1. 登記の事由 住居表示の実施による 支店 の変更

1. 登記すべき事項 令和2年11月2日住居表示実施

~~本店~~支店 東京都 江戸川区 江戸川一丁目 ○番 16号

代表取締役
の住所 住居表示後の支店所在地

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

1. 登記手数料額 金 300円 支店所在地登記所数1庁につき、300円。収入印紙で納付。

1. 添付書類 住居番号付定通知書又は住居表示変更証明書 1 通 会社の分を提出
委任状 本人申請の場合不要

上記のとおり登記の申請をします。

令和 ○年 ○○月 ○○日 提出年月日

申請人 本店 東京都 江東区 東陽 ○丁目 ○番 ○号 登記されている本店所在地

商号 江東株式会社 登記されている代表取締役の住所

代表取締役 住所 東京都 江戸川区 中央一丁目 4番 1号

氏名 中央 太郎 会社の届出印

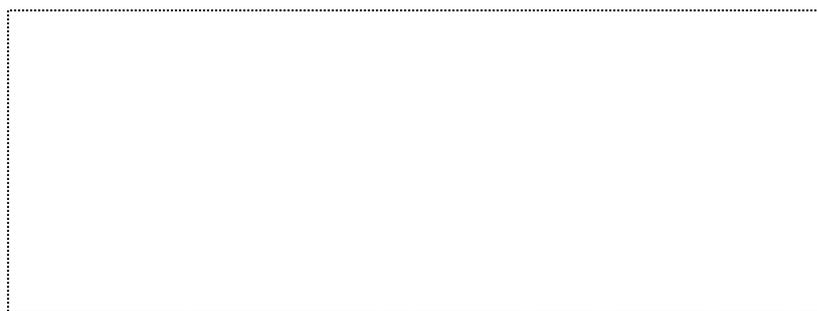
上記代理人 住所 本人申請の場合不要
氏名
連絡先の電話番号 03-○○○○-○○○○

東京法務局 墨田出張所 御中

本店所在地の管轄法務局(この例の場合、本店が江東区にあるので、管轄の墨田出張所に申請)

4.5cm×10.5cmのスペースを空けてください。

記載例5 (会社法人等が所有する不動産の登記名義人の住所変更)



訂正印

○字加入

○字削除

登記申請書

登記の目的 番所有権登記名義人住所変更

原因 令和2年11月2日住居表示実施

変更後の事項 本店 東京都江戸川区 江戸川○丁目 ○番 ○号

住居表示後の
本店所在地

申請人 本店 東京都江戸川区 江戸川○丁目 ○番 ○号
商号

(会社法人等番号 0117-○○○○-○○○○)

代表者資格氏名

代表印

連絡先の電話番号 03-○○○○-○○○○

添付書類

登記原因証明情報 会社法人等番号

提出年月日

令和○年○○月○○日申請 東京 法務局 江戸川出張所

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

不動産の表示 別紙のとおり

別紙は㊶または㊷の書類をご使用
ください。

記載例は「住居表示のしおり」

12・13ページを参照

※この申請書の記載には、「住居表示のしおり」8～13ページも参照してください。

3. 自動車・自動二輪車の住所変更手続き

足立自動車検査登録事務所

〒121-0062 足立区南花畑五丁目 12 番 1 号 電話:050-5540-2031

〔受付:月～金曜の平日 午前 8 時 45 分～午前 11 時 45 分、午後 1 時～午後 4 時〕

	手続内容	必要書類	期 限	備 考
5	軽二輪(125cc 超え 250cc 以下)の 使用者・所有者の住所変更	①自動車検査証(コピー不可) 〔軽二輪の場合〕 軽自動車届出済証(コピー不可)	実施日以降 お早めに	代理申請は委任状が必要です。 必要書類②に記載されている実施前の住所と車検証(または軽自動車届出済証)記載住所が異なるときは手続先へお問合せください。
6	自動車(軽自動車を除く)、250cc を超える二輪車の 使用者・所有者の住所変更	②住居番号付定通知書または (住居表示変更の)証明書 ③印鑑(法人は法人印)		

軽自動車検査協会東京主管事務所足立支所

〒120-0047 足立区宮城一丁目 24 番 20 号 電話:050-3816-3102

〔受付:月～金曜の平日 午前 8 時 45 分～午前 11 時 45 分、午後 1 時～午後 4 時〕

	手続内容	必要書類	期 限	備 考
7	軽自動車の 使用者・所有者の住所変更	①自動車検査証(コピー不可) ②住居番号付定通知書または (住居表示変更の)証明書	実施日以降 お早めに	必要書類②に記載されている実施前の住所と車検証記載住所が異なるときは手続先へお問合せください。

※タクシーやトラック、バスなど運輸事業として自動車をご使用の場合は、「5」「6」「7」の手続き前に東京運輸支局輸送部門（品川区東大井一丁目 12 番 17 号）へ届出が必要になります。

<問合せ先> 東京運輸支局輸送部門：電話 03-3458-9231

4. 社会保険（年金・健康保険）の住所変更手続き

江戸川年金事務所（〒132-8502 江戸川区中央三丁目4番24号）
電話：3652-5106〔受付：月～金曜の平日 午前8時30分～午後5時15分〕

	手続内容	必要書類	期 限	備 考
8	<u>社会保険に加入している事業所</u> の所在地変更	①適用事業所所在地変更届 ②住居番号付定通知書または（住居表示変更の）証明書	実施日以降 お早めに	健保組合加入事業所はさらに健保組合にも提出が必要です。
9	<u>社会保険に加入している事業主</u> の住所変更	事業所関係変更届		必要書類は日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

5. 営業許可関係の住所変更手続き〔主なもの〕

小岩健康サポートセンター内 生活衛生課（〒133-0052 江戸川区東小岩三丁目23番3号）電話：3658-3177〔受付：月～金曜の平日 午前8時30分～午後5時〕

	手続内容	必要書類	期 限	備 考
10	<u>食品衛生営業許可取得後</u> の住所変更	許可書の書換はできません。	ありません	<u>そのまま使用できます。</u> 融資を受ける際等、新住所に書き換えたものが必要な場合には生活衛生課窓口で証明書を発行します。（証明書1通300円）。
11	<u>環境衛生営業許可取得後</u> の住所変更	許可書の書換はできません。	ありません	<u>そのまま使用できます。</u> 融資を受ける際等、新住所に書き換えたものが必要な場合には生活衛生課窓口で証明書を発行します。（証明書1通300円）
12	診療所、歯科診療所、助産所、施術所（柔道整復、あん摩、はり、きゅう）、出張施術の住所変更	—	—	区役所で修正する予定です。 ※詳細は別途開設者宛てにご案内いたします。
13	<u>薬局、医薬品・毒物劇物販売業、麻薬小売業</u> の住所変更	①住居番号付定通知書または（住居表示変更の）証明書 ②印鑑（法人は代表者印）	30日以内 ※麻薬小売業は15日以内	許可証や登録票の <u>書換えは任意です</u> （無料）。

その他各種許可、認可、免許証等は各発行先で確認をお願いいたします。

6. 関係機関の案内図

主な手続き先の案内図です。
 手続きに行かれる際の参考にしてください。
 連絡先及び開所時間等は9～10ページの
 「住所変更の手続きについて」をご覧ください。

足立自動車検査登録事務所

〔足立区南花畑五丁目12番1号〕

- ◆東武バス「足立車検場」から徒歩すぐ
 (JR・千代田線「綾瀬駅」または
 東武スカイツリーライン「竹ノ塚駅」から)



軽自動車検査協会東京主管事務所足立支所

〔足立区宮城一丁目24番20号〕

- ◆都バス「宮城二丁目」から徒歩3分
 (JR京浜東北線線「王子駅」または
 東武スカイツリーライン「西新井駅」から)



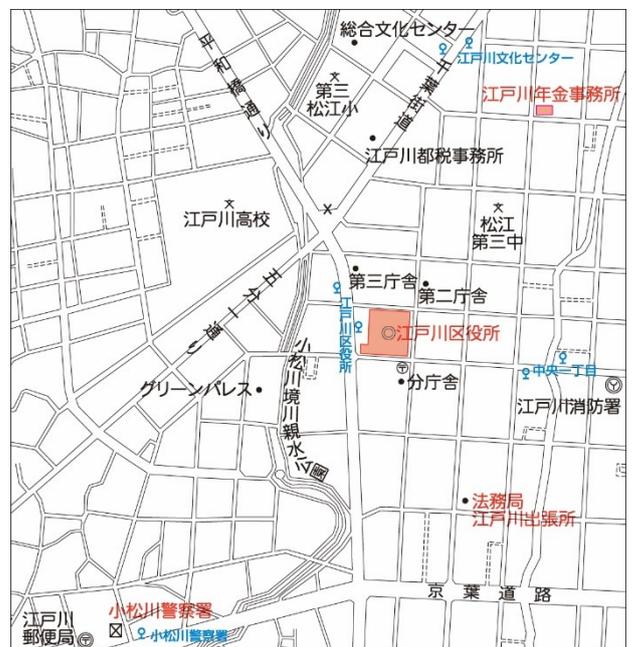
①東京法務局江戸川出張所

〔中央一丁目16番2号〕

- ◆上記「江戸川区役所」バス停から徒歩7分

③江戸川年金事務所〔中央三丁目4番24号〕

- ◆上記「江戸川区役所」バス停から徒歩10分
- ◆都バス・京成バス「江戸川文化センター」から
 徒歩5分 (錦27、小74・小松川線)



江戸川保健所生活衛生課

〔江戸川区東小岩三丁目23番3号〕

- ◆京成バス「一里塚」から徒歩すぐ
 (小72・篠崎線)

